

(様式)

- 農地売買等支援事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表（案の1）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 本事業の実施地域</p> <p>農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）<u>第3の1</u>の「その他経営局長が別に定める地域」は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）外の地域であって、当該地域に存する農業用施設用地（農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「基盤強化法施行規則」という。）第9条第2号に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地をいう。以下同じ。）、混牧林利用地（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第4条第1項第2号に規定する土地をいう。以下同じ。）又は開発して農用地とすることが適当な土地（基盤強化法第4条第1項第4号に規定する土地のうち開発して農用地とすることが適当な土地をいう。以下同じ。）を農用地区域内の農用地等（農地、採草放牧地、混牧林利用地又は農業用施設用地をいう。以下同じ。）と一体的に買い入れ、売り渡し又は一定期間貸付けを行った後に売り渡すことが本事業を推進するために必要と認められる地域とする。</p> <p>第2 農業用施設等</p> <p>要綱第4の1の(2)の<u>ア</u>の(ア)の「その他経営局長が別に定める</p>	<p>第1 本事業の実施地域</p> <p>農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。）<u>第3</u>の「その他経営局長が別に定める地域」は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する区域をいう。以下同じ。）外の地域であって、当該地域に存する農業用施設用地（農業用施設（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「基盤強化法施行規則」という。）第9条第2号に規定する農業用施設をいう。以下同じ。）の用に供される土地をいう。以下同じ。）、混牧林利用地（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第4条第1項第2号に規定する土地をいう。以下同じ。）又は開発して農用地とすることが適当な土地（基盤強化法第4条第1項第4号に規定する土地のうち開発して農用地とすることが適当な土地をいう。以下同じ。）を農用地区域内の農用地等（農地、採草放牧地、混牧林利用地又は農業用施設用地をいう。以下同じ。）と一体的に買い入れ、売り渡し又は一定期間貸付けを行った後に売り渡すことが本事業を推進するために必要と認められる地域とする。</p> <p>第2 農業用施設等</p> <p>要綱第4の1の(1)の「その他経営局長が別に定めるもの」と</p>

もの」とは、農業用施設と一体的に利用される装置とする。

第3 借入資金利子助成事業の内容

要綱第4の2の(2)に規定する資金の調達は、透明性及び公正性を確保する観点から、次に掲げる金融機関から原則一般競争入札により行うものとする。

なお、資金を調達する際の金利については、金融市場における金利動向を踏まえるものとする。

1～4 (略)

第5 本事業の要件

(略)

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

ア・イ (略)

ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。

ただし、(イ)の要件については、令和6年度において、売渡し等に係る農用地等をその範囲に含む地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されるまでの間に限り適用することとする。

(ア)～(カ) (略)

(2) (略)

(3) 農作業受託促進事業

は、農業用施設と一体的に利用される装置とする。

第3 借入資金利子助成事業の内容

要綱第4の4に規定する資金の調達は、透明性及び公正性を確保する観点から、次に掲げる金融機関から原則一般競争入札により行うものとする。

なお、資金を調達する際の金利については、金融市場における金利動向を踏まえるものとする。

1～4 (略)

第5 本事業の要件

(略)

1 担い手支援タイプの事業

(1) 農用地等売渡事業

ア・イ (略)

ウ 農用地等及び農業用施設等の売渡し、交換及び貸付けを行った後の売渡し（以下「売渡し等」という。）を行う場合の相手方は、次の要件を満たすこととする。

ただし、(イ)の要件については、令和5年度及び令和6年度において、売渡し等に係る農用地等をその範囲に含む地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されるまでの間に限り適用することとする。

(ア)～(カ) (略)

(2) (略)

(3) 農作業受託促進事業

農作業受託料相当額の資金の貸付けを行う場合の相手方は、当該農作業を受託する農用地等において同一生産行程における基幹的農作業のうち3種類以上の農作業について3年以上の受託契約が締結されている認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）又は中心経営体に対して行うものとし、認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者及び特定農業団体（以下(3)において「認定農業者等」という。）にあつては、その農業経営において、新たに農作業受託を行う農用地等と現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。ただし、その当該認定農業者等の農業経営において新たに農作業受託を行う農用地等が、新規就農希望者や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの等であつて、おおむね1ha以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて当該資金の貸付けを行うものとする。なお、中心経営体については、令和6年度において、農作業受託に係る農用地等をその範囲に含む地域計画が策定されるまでの間に限り対象とすることができる。

(4) 農地条件整備事業

農地の条件整備を行う者は、要綱第4の1の(2)のアの事

農作業受託料相当額の資金の貸付けを行う場合の相手方は、当該農作業を受託する農用地等において同一生産行程における基幹的農作業のうち3種類以上の農作業について3年以上の受託契約が締結されている認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者、特定農業団体（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体をいう。）又は中心経営体に対して行うものとし、認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者及び特定農業団体（以下(3)において「認定農業者等」という。）にあつては、その農業経営において、新たに農作業受託を行う農用地等と現に耕作を行っている農用地等がおおむね1ha以上の団地を形成すること。ただし、その当該認定農業者等の農業経営において新たに農作業受託を行う農用地等が、新規就農希望者や新たな分野の農業を始めようとする農業者の農業経営を行うためのもの、花き栽培等の集約栽培を行うためのもの、中間農業地域又は山間農業地域における農業経営のためのもの等であつて、おおむね1ha以上の団地を形成することができない場合は、その農業経営の状況及び当該農用地等の所在する地域における営農類型ごとの農業経営の状況を勘案し、市町村及び農業委員会の意見を聴いて当該資金の貸付けを行うものとする。なお、中心経営体については、令和5年度及び令和6年度において、農作業受託に係る農用地等をその範囲に含む地域計画が策定されるまでの間に限り対象とすることができる。

(4) 農地条件整備事業

農地の条件整備を行う者は、要綱第4の1の事業を実施す

業を実施する農地中間管理機構とする。

(5) (略)

2 (略)

第6 本事業の実施

(略)

1 担い手支援タイプの事業

(1) (略)

(2) 要綱第4の1の(2)のアの(ア)から(オ)までの事業ごとの留意事項

ア～エ (略)

オ 農用地等貸付事業

旧農地売買等事業により農用地等を借り入れ、又は貸し付ける場合にあつては、以下のとおりとする。

なお、土地改良事業等と相まって行う場合にあつては、都道府県、市町村、農業委員会又は関連事業の実施主体となる農業団体等から旧農地保有合理化法人において農用地等の権利を取得すべき旨の申出を受けた場合に行うものとする(なお書きについては、要綱第4の1の(2)のアの(ア)の農用地等売渡事業により農用地等を買入れ又は売渡しを行う場合において同じ。)

(ア)・(イ) (略)

2・3 (略)

第7 本事業の実施計画

(略)

る農地中間管理機構とする。

(5) (略)

2 (略)

第6 本事業の実施

(略)

1 担い手支援タイプの事業

(1) (略)

(2) 要綱第4の1の(1)から(5)までの事業ごとの留意事項

ア～エ (略)

オ 農用地等貸付事業

旧農地売買等事業により農用地等を借り入れ、又は貸し付ける場合にあつては、以下のとおりとする。

なお、土地改良事業等と相まって行う場合にあつては、都道府県、市町村、農業委員会又は関連事業の実施主体となる農業団体等から旧農地保有合理化法人において農用地等の権利を取得すべき旨の申出を受けた場合に行うものとする(なお書きについては、要綱第4の1の(1)の農用地等売渡事業により農用地等を買入れ又は売渡しを行う場合において同じ。)

(ア)・(イ) (略)

2・3 (略)

第7 本事業の実施計画

(略)

- 1 (略)
- 2 要綱第4の1の(2)のウの所有者不明農地借入事業において、補償金等総額の30パーセントを超える増減
- 3～5 (略)

第8 本事業の実施に要する資金の貸付け

(略)

1 貸付対象

資金の貸付けに当たっては、担い手支援資金（要綱第4の1の(2)のア及びウの事業に要する資金をいう。以下同じ。）から貸し付けるものとする。

2 (略)

3 資金貸付期間の延長は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、アの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

(3) (略)

4 (略)

5 農地所有適格法人出資事業に係る取扱い

農地中間管理機構等が既に所有している農用地等を要綱第4の1の(2)のアの(イ)に規定する現物出資の対象とする場合には、当該農用地等の取得を本事業による取得とみなして、本事業の実施に要する資金の貸付けができるものとする。この場合、当該貸付金は当該農用地等の買入れに係る金融機関等からの借入金の償還に充てるものとする。

6 (略)

- 1 (略)
- 2 要綱第4の3の所有者不明農地借入事業において、補償金等総額の30パーセントを超える増減
- 3～5 (略)

第8 本事業の実施に要する資金の貸付け

(略)

1 貸付対象

資金の貸付けに当たっては、担い手支援資金（要綱第4の1及び3の事業に要する資金をいう。以下同じ。）から貸し付けるものとする。

2 (略)

3 資金貸付期間の延長は、次により行うものとする。

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、アの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長に協議するものとする。

(3) (略)

4 (略)

5 農地所有適格法人出資事業に係る取扱い

農地中間管理機構等が既に所有している農用地等を要綱第4の1の(2)に規定する現物出資の対象とする場合には、当該農用地等の取得を本事業による取得とみなして、本事業の実施に要する資金の貸付けができるものとする。この場合、当該貸付金は当該農用地等の買入れに係る金融機関等からの借入金の償還に充てるものとする。

6 (略)

第9 補助対象経費

- 1 要綱第4の2の(2)の事業については年間を通じた実施が必要な事業であることから、事業着手日を4月1日とし、事業着手日以降の経費について補助の対象とする。
- 2 (略)

第11 実施計画承認申請書等の様式について

- (略)
- 1～6 (略)
 - 7 支援法人事業実施計画(変更)承認申請書…… 参考様式3
 - 8 (略)
 - 9 支援法人事業実績報告書…… 参考様式5
 - 10 農地売買等支援事業(支援法人事業)交付決定前事前着手届…… 参考様式6

第9 補助対象経費

- 1 要綱第4の4の事業については年間を通じた実施が必要な事業であることから、事業着手日を4月1日とし、事業着手日以降の経費について補助の対象とする。
- 2 (略)

第11 実施計画承認申請書等の様式について

- (略)
- 1～6 (略)
 - 7 農地売買等支援事業実施計画(変更)承認申請書—支援法人用—…… 参考様式3
 - 8 (略)
 - 9 農地売買等支援事業実績報告書—支援法人用—…… 参考様式5
 - 10 農地売買等支援事業交付決定前事前着手届…… 参考様式6

(別紙)

担い手支援資金の貸付けについて

第1 担い手支援資金の貸付対象

担い手支援資金(農地売買等支援事業実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領」という。)第8の1に規定する資金をいう。以下同じ。)の貸付けの対象は、農地中間管理機構等が行う農地売買等支援事業実施要

(別紙)

担い手支援資金の貸付けについて

第1 担い手支援資金の貸付対象

担い手支援資金(農地売買等支援事業実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第321号農林水産省構造改善局長通知。以下「要領」という。)第8の1に規定する資金をいう。以下同じ。)の貸付けの対象は、農地中間管理機構等が行う農地売買等支援事業実施要

<p>綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）<u>第4の1の(2)のア及びウ</u>に規定する事業（以下「事業」という。）とする。</p> <p>第2 担い手支援資金の貸付条件 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 貸付金額の限度 要綱<u>第4の1の(2)のア及びウ</u>の事業に必要となる資金額以内とする。</p> <p>3 償還期限</p> <p>(1) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(ア)及び(カ)</u>の事業に要する資金（略）</p> <p>(2) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(イ)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(3) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(ウ)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(4) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(エ)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(5) 要綱<u>第4の1の(2)のウ</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>4 償還方法</p> <p>(1) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(イ)、(ウ)及び(カ)並びに第4の1の(2)のウ</u>に掲げる事業 （略）</p> <p>(2) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(ア)</u>に掲げる事業 （略）</p> <p>(3) 要綱<u>第4の1の(2)のアの(エ)</u>に掲げる事業 （略）</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）<u>第4の1及び3</u>に規定する事業（以下「事業」という。）とする。</p> <p>第2 担い手支援資金の貸付条件 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 貸付金額の限度 要綱<u>第4の1及び3</u>の事業に必要となる資金額以内とする。</p> <p>3 償還期限</p> <p>(1) 要綱<u>第4の1の(1)及び(5)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(2) 要綱<u>第4の1の(2)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(3) 要綱<u>第4の1の(3)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(4) 要綱<u>第4の1の(4)</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>(5) 要綱<u>第4の3</u>の事業に要する資金 （略）</p> <p>4 償還方法</p> <p>(1) 要綱<u>第4の1の(2)、(3)及び(5)並びに第4の3</u>に掲げる事業 （略）</p> <p>(2) 要綱<u>第4の1の(1)</u>に掲げる事業 （略）</p> <p>(3) 要綱<u>第4の1の(4)</u>に掲げる事業 （略）</p> <p>5～7 （略）</p>
<p>別表 （略）</p>	<p>別表 （略）</p>

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

(略)

別紙

1・2 (略)

3 所有者不明農地借入事業

(略)

(1) 担い手支援資金年間借入計画

(単位：千円)

(削る。)	(略)
(削る。)	

(略)

(2) 担い手支援資金年間償還計画

(単位：千円)

借入年度	(略)
令和 年度	

(略)

4 (略)

参考様式 2-3-1

担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—個人用—

参考様式 1

農地売買等支援事業実施計画（変更）承認申請書

(略)

別紙

1・2 (略)

3 所有者不明農地借入事業

(略)

(1) 担い手支援資金年間借入計画

(単位：千円)

事業名	(略)
所有者不明農地借入事業	

(略)

(2) 担い手支援資金年間償還計画（令和 年度分借入分）

(単位：千円)

事業名	(略)
所有者不明農地借入事業	

(略)

4 (略)

参考様式 2-3-1

担い手支援タイプ（農作業受託促進事業）—個人用—

(略)

別添

(略)

1～4 (略)

◇ 記入上の注意

「1 農作業受託及び資金借入れの内容等」

資金の貸付の対象となる農作業受託の内容及び当該資金借入計画について記入して下さい。

「2 農用地等の集積の現況等」

① 区分別に現況と本事業により農作業受託する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって農作業受託した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農作業受託することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

② 《本事業により農作業受託を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、農作業受託を希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「3 事業（農作業受託）資金計画」

今後実施する予定のある事業（農作業の受託でまとめた資金を要する事業）について記入して下さい。

「4 経営収支の現状」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

(略)

別添

(略)

1～4 (略)

◇ 記入上の注意

「1 農作業受託及び資金借入れの内容等」

資金の貸付の対象となる農作業受託の内容及び当該資金借入計画について記入して下さい。

「2 農用地等の集積の現況等」

① 区分別に現況と本事業により農作業受託する農用地等について記入して下さい。また、「団地化面積」欄は、本事業によって農作業受託した後に、団地化される面積を記入して下さい。

※ 本事業により農作業受託することで、おおむね1haの団地を形成する必要があります。

ただし、集約栽培や中山間地等の場合は特例がありますので、農地中間管理機構等にご相談下さい。

② 《本事業により農作業受託を希望する農用地等の詳細》欄は、今回、農作業受託を希望する農用地等について、所在・地番・地目及び面積を記入して下さい。

「3 事業（農作業受託）資金計画」

今後実施する予定のある年度についても記入して下さい。

「4 経営収支の実績及び目標」

直近年の経営収支の現状について、記入して下さい。

<p>【添付資料】</p> <p>認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、基本構想水準到達農業者の場合は農業経営改善計画と同様の内容を記載した書面、認定就農者の場合は青年等就農計画の写し、中心経営体の場合は人・農地プランの写しを現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。</p> <p>○ 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。</p>	<p>【添付資料】</p> <p>認定農業者の場合は農業経営改善計画の写し、基本構想水準到達農業者の場合は農業経営改善計画と同様の内容を記載した書面、認定就農者の場合は青年等就農計画の写し、中心経営体の場合は人・農地プランの写しを現在の内容に適宜手書き等で修正して添付して下さい。</p> <p>○ 不明な点があれば、市町村、農業委員会、農地中間管理機構等にお問い合わせ下さい。</p>
<p>参考様式 3</p> <p style="text-align: center;"><u>支援法人事業実施計画承認申請書</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人全国農地保有合理化協会 会 長</p> <p>支援法人事業実施計画につき、農地売買等支援事業実施要綱第6の1の規定による承認を受けたいので別紙のとおり申請する。</p>	<p>参考様式 3</p> <p style="text-align: center;"><u>農地売買等支援事業実施計画承認申請書</u> <u>—支援法人用—</u></p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人全国農地保有合理化協会 会 長</p> <p>農地売買等支援事業実施計画につき、農地売買等支援事業実施要綱第6の1の規定による承認を受けたいので別紙のとおり申請する。</p>

(略)

別紙

令和 年支援法人事業実施計画

1 農地売買等支援事業推進指導計画

(1) 指導計画等

区分	時期	回数	員数	実施方式	備考
1 事業推進指導		回	延 人		
2 現地検討会		回	延 人		
3 中央検討会		回	延 人		
4 事業調査		回	延 人		
5 資料作成					
(1)現地検討会			部		
(2)中央検討会			部		
(3)調査結果			部		

(2) 事業推進資料作成計画

資料名	部数	主な配布先	作成時期	資料の内容

2 農地及び事業相談活動計画

開催時期	人員	内容	備考
月 日	人		

(略)

別紙

令和 年農地売買等支援事業実施計画 (支援法人)

1 農地売買等支援事業推進指導計画

(1) 指導計画等

区分	(新設)	回数	員数	(新設)	備考
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)			(新設)		
(新設)			(新設)		
(新設)			(新設)		

(2) 事業推進資料作成計画

資料名	部数	主な配布先	(新設)	資料の内容

2 農地及び事業相談活動計画

開催時期	人員	内容	備考
(新設)	(新設)		

3 農地中間管理機構職員研修計画

開催時期	出席人員	指導概要				実施方式	備考
		研修名	対象	目的	内容		
月 日	人						

4 連携支援体制機能管理運営整備計画

区分	時期	回数	員数	内容	備考
1 情報提供機能管理運営費					
(1) データベース設定		回	延 人		
(2) データベース作成					
(3) データマップ整備					
2 情報集約機能管理運営費					
(1) 入力・取りまとめ作業		回	延 人		
(2) 集計分析調査員		回	延 人		
(3) 集計結果資料作成				部	
3 システム管理費					
(1) パソコンリース				台	
(2) パソコン保守				台	

5 無利子貸付資金償還業務計画

区分	時期	回数	員数	内容	備考
1 償還担当員		回	延 人		

3 農地中間管理機構職員研修計画

開催時期	出席人員	指導概要				(新設)	備考
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)						

4 連携支援体制機能管理運営整備計画

区分	時期	回数	員数	内容	備考
(新設)					
			(新設)	(新設)	
(新設)			(新設)	(新設)	
			(新設)	(新設)	
(新設)				(新設)	
				(新設)	

5 無利子貸付資金償還業務計画

区分	時期	回数	員数	内容	備考
(新設)			(新設)		

2 償還業務		回	延 人		
3 貸付金管理運営					
4 債権管理					
(1) 調査資料作成				部	
(2) 現地調査		回	延 人		
(3) 外部監査		回	延 人		

(新設)			(新設)	(新設)		
(新設)						
(新設)						
				(新設)	(新設)	
				(新設)	(新設)	
				(新設)	(新設)	

6 借入金貸付業務体制整備計画

区分	時期	回数	員数	内容	備考
1 資金調達業務		回	延 人		
(1) 市場調査		回			
(2) 資金調達		回			
2 借入金管理業務		回	延 人		
(1) 償還件数			件		
3 貸付業務		回	延 人		
(1) 貸付件数			件		
4 債権管理業務		回	延 人		
(1) 調査資料作成				部	
(2) 現地調査		回	延 人		
5 貸付審査業務		回	延 人		
(1) 貸付審査会		回	延 人		
(2) 外部監査		回	延 人		
6 貸付業務活動計画					
(1) 借入金管理システム					
a システム開発					

6 借入金貸付業務体制整備計画

区分	時期	回数	員数	内容	備考
(新設)		(新設)	(新設)		
		(新設)			
		(新設)			
(新設)		(新設)	(新設)		
			(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
			(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
			(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
			(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
			(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
			(新設)		

b システム保守					
c パソコンリース				台	
d パソコン保守				台	
(2) 作業場所				m ²	

				(新設)	
				(新設)	
				(新設)	

7 借入資金利子助成計画

- (1) (略)
- (2) 借入金管理計画

借入 年度	前年度末 借入残高	当該年度		当年度末 借入残高	借入 利率	利払額	備考
		借入 金額	償還 金額				
	千円	千円	千円	千円	%	円	
計							

(略)

- (3) ~ (5) (略)

8 人員体制

- (1) 職員数

人数	名
----	---

- (2) 区分ごとの体制

区分	人数	うち他区分の	備考

7 借入資金利子助成計画

- (1) (略)
- (2) 借入金管理計画

借入 年度	前年度末 借入残高	当該年度		当年度末 借入残高	(新設)	(新設)	備考
		借入 金額	償還 金額				
	千円	千円	千円	千円			
計							

(略)

- (3) ~ (5) (略)

(新設)

			業務を兼任		
1	農地売買等支援事業推進指導	延 人	延 人		
2	農地及び事業相談活動	延 人	延 人		
3	農地中間管理機構職員研修	延 人	延 人		
4	連携支援体制機能管理運営整備	延 人	延 人		
5	無利子貸付資金償還業務	延 人	延 人		
6	借入金貸付業務	延 人	延 人		
7	その他 ()	延 人	延 人		
	計				
9	活動目標				(新設)
	農地売買等支援事業の実施による担い手への農地集積面積の増加			ha	
参考様式 4	農地売買等支援事業実績報告書				参考様式 4 農地売買等支援事業実績報告書
(略)					(略)
別紙					別紙

1・2 (略)

3 所有者不明農地借入事業

(略)

(1) 担い手支援資金年間借入実績

(単位：千円)

(削る。)	(略)
(削る。)	

(略)

(2) 担い手支援資金年間償還実績

(単位：千円)

借入年度	(略)
令和 年度	

(略)

4 (略)

1・2 (略)

3 所有者不明農地借入事業

(略)

(1) 担い手支援資金年間借入実績

(単位：千円)

事業名	(略)
所有者不明農地借入事業	

(略)

(2) 担い手支援資金年間償還実績

(単位：千円)

事業名	(略)
所有者不明農地借入事業	

(略)

4 (略)

参考様式 5

令和 年支援法人事業実施実績

1 農地売買等支援事業推進指導実績

(1) 指導実績等

区分	時期	回数	員数	実施方式	備考
1 事業推進指導		回	延人		

参考様式 5

令和 年農地売買等支援事業実施実績 (支援法人)

1 農地売買等支援事業推進指導実績

(1) 指導実績等

区分	(新設)	回数	員数	(新設)	備考
(新設)		(新設)	(新設)		

2	現地検討会		回	延 人		
3	中央検討会		回	延 人		
4	事業調査		回	延 人		
5	資料作成					
	(1)現地検討会			部		
	(2)中央検討会			部		
	(3)調査結果			部		

(2) 事業推進資料作成実績

資料名	部数	主な配布先	作成時期	資料の内容

2 農地及び事業相談活動実績

開催時期	人員	内容	備考
月 日	人		

3 農地中間管理機構職員研修実績

開催時期	出席人員	指導概要				実施 方式	備考
		研修名	対象	目的	内容		
月 日	人						

4 連携支援体制機能管理運営整備実績

区分	時期	回数	員数	内容	備考

(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)					
			(新設)		
			(新設)		
			(新設)		

(2) 事業推進資料作成実績

資料名	部数	主な配布先	(新設)	資料の内容

2 農地及び事業相談活動実績

開催時期	人員	内容	備考
(新設)	(新設)		

3 農地中間管理機構職員研修実績

開催 時期	出席 人員	指導概要				(新設)	備考
		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
(新 設)	(新 設)						

4 連携支援体制機能管理運営整備実績

区分	時期	回数	員数	内容	備考

1	情報提供機能管理運営費					
	(1)データベース設定		回	延	人	
	(2)データベース作成					
	(3)データマップ整備					
2	情報集約機能管理運営費					
	(1)入力・取りまとめ作業		回	延	人	
	(2)集計分析調査員		回	延	人	
	(3)集計結果資料作成				部	
3	システム管理費					
	(1)パソコンリース				台	
	(2)パソコン保守				台	

(新設)						
(新設)						
(新設)						
(新設)						

5 無利子貸付資金償還業務実績

区分	時期	回数	員数	内容	備考
1		回	延	人	
2		回	延	人	
3					
4					
				部	
		回	延	人	
		回	延	人	

5 無利子貸付資金償還業務実績

区分	時期	回数	員数	内容	備考
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)		(新設)	(新設)		
(新設)					
(新設)					
			(新設)		
		(新設)	(新設)		
		(新設)	(新設)		

6 借入金貸付業務体制整備実績

区分	時期	回数	員数	内容	備考
----	----	----	----	----	----

6 借入金貸付業務体制整備実績

区分	時期	回数	員数	内容	備考
----	----	----	----	----	----

<p>1 資金調達業務</p> <p>(1) 市場調査</p> <p>(2) 資金調達</p> <p>2 借入金管理業務</p> <p>(1) 償還件数</p> <p>3 貸付業務</p> <p>(1) 貸付件数</p> <p>4 債権管理業務</p> <p>(1) 調査資料作成</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>5 貸付審査業務</p> <p>(1) 貸付審査会</p> <p>(2) 外部監査</p> <p>6 貸付業務活動計画</p> <p>(1) 借入金管理システム</p> <p>a システム開発</p> <p>b システム保守</p> <p>c パソコンリース</p> <p>d パソコン保守</p> <p>(2) 作業場所</p>			回	延 人					(新設)		(新設)	(新設)				
			回								(新設)					
			回								(新設)					
			回	延 人						(新設)		(新設)	(新設)			
				件									(新設)			
			回	延 人						(新設)		(新設)	(新設)			
				件									(新設)			
			回	延 人						(新設)		(新設)	(新設)			
				部									(新設)			
			回	延 人								(新設)	(新設)			
			回	延 人						(新設)		(新設)	(新設)			
			回	延 人								(新設)	(新設)			
			回	延 人						(新設)		(新設)	(新設)			
				台									(新設)			
				台									(新設)			
				m ²									(新設)			
	7 借入資金利子助成実績															
(1) (略)																
(2) 借入金管理実績																
借入 年度	前年度末 借入残高	当該年度 借入 償還		当年度末 借入残高	借入 利率	利払額	備考	借入 年度	前年度末 借入残高	当該年度 借入 償還		当年度末 借入残高	(新設)	(新設)	備 考	

		金額	金額				
	千円	千円	千円	千円	%	円	
計							

(略)

償還の内訳 (略)

(3) ~ (5) (略)

8 人員体制

(1) 職員数

人数	名
----	---

(2) 区分ごとの体制

区分	人数		備考
		うち他区分の 業務を兼任	
1 農地売買等支援 事業推進指導	延 人	延 人	
2 農地及び事業相 談活動	延 人	延 人	
3 農地中間管理機 構職員研修	延 人	延 人	
4 連携支援体制機 能管理運営整備	延 人	延 人	

		金額	金額				
	千円	千円	千円	千円			
計							

(略)

償還の内訳 (略)

(3) ~ (5) (略)

(新設)

5 無利子貸付資金 償還業務	延 人	延 人	
6 借入金貸付業務	延 人	延 人	
7 その他 ()	延 人	延 人	
計			

<p>参考様式 6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p>〔北海道及び（公社）全国農地保有合理化協会にあっては、農林水産大臣 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 〔公益社団法人全国農地保有合理化協会〕 会 長</p> <p>令和 年度農地売買等支援事業（支援法人事業）交付決定前着 手届</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で承認した（を受けた）農地 売買等支援事業（支援法人事業）実施計画に基づく別紙の事業に ついて、農地売買等支援事業実施要綱第7の規定に基づき、下記 の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので報告します。</p>	<p>参考様式 6</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>地方農政局長 殿</p> <p>〔北海道及び（公社）全国農地保有合理化協会にあっては、農林水産大臣 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 〔公益社団法人全国農地保有合理化協会〕 会 長</p> <p>令和 年度農地売買等支援事業交付決定前着手届</p> <p>令和 年 月 日付け 第 号で承認した（を受けた）農地 売買等支援事業実施計画に基づく別紙の事業について、農地売買 等支援事業実施要綱第7の規定に基づき、下記の条件を了承の 上、交付決定前に着手したいのでお届けします。</p>
---	---

<p>(記載注意) 全国農地保有合理化協会にあっては、「承認した」を「承認を受けた」と、「農地売買等支援事業」を「支援法人事業」とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>(記載注意) 全国農地保有合理化協会にあっては、「承認した」を「承認を受けた」とする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>
---	---

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要領の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。